

愛媛県韓

愛 媛 県 発 行

平成28年2月19日金曜日 第2749号

\Diamond	目	次	\
	告	示	

指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課))85
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正	(農業経済課))85
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正	(漁政課))86
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生	(水産課))88
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅	("))88
土地改良区の定款変更の認可(中予地方局農	村整備第一課`)88

告 示

○愛媛県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自 立支援医療機関を指定した。

平成28年2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
イオン薬局新居浜店	新居浜市前田町8-8	イオンリテール株式会社	薬局(更生医療)	平成28年 2月1日

○愛媛県告示第172号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年1月21日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、 同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成.28年 2 月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利

子補給率は、次のとおりとする。

第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利 子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金 利 子 補 給 率 の種類 法第2条第2 | 法第2条第2 | 法第2条第2 項第1号、第 項第1号に掲 項第2号から 2号、第4号 | げる融資機関 | 第5号までに 及び第5号に│が同条第1項│掲げる融資機 掲げる融資機 第2号から第 関が同条第1 関が同条第1 4号までに掲 項第2号から 項第1号に掲 │ げる者に貸し │ 第4号までに げる者に貸し 付ける場合 掲げる者に貸 付ける場合 し付ける場合 畜舎、果樹 年 1 分 2 厘 5 | 年 1 分 2 厘 5 | 年 <u>5 厘</u> 棚、農機具を 毛

農業近代化資金	利	子 補 給	率
の種類	法第2条第2	法第2条第2	法第2条第2
	項第1号、第	項第1号に掲	項第2号から
	2 号、第 4 号	げる融資機関	第 5 号までに
	及び第5号に	が同条第1項	掲げる融資機
	掲げる融資機	第2号から第	関が同条第1
	関が同条第1	4号までに掲	項第2号から
	項第1号に掲	げる者に貸し	第4号までに
	げる者に貸し	付ける場合	掲げる者に貸
	付ける場合		し付ける場合
1 畜舎、果樹	年 1 分 2 厘 5	年 1 分 2 厘 5	年 <u>4厘</u>
棚、農機具そ	毛	毛	

の他の農作物			の他の農作物		
の生産、流通			の生産、流通		
又は加工に必			又は加工に必		
要な施設の改			要な施設の改		
良、造成、復			良、造成、復		
旧又は取得に			旧又は取得に		
要する資金			要する資金		
(農地又は牧			(農地又は牧		
野の改良、造			野の改良、造		
成、復旧又は			成、復旧又は		
取得に要する			取得に要する		
ものを除く。)			ものを除く。)		
2~5 省略			2~5 省略		
6 診療施設そ	年 1 分 2 厘 5	年 5 厘	6 診療施設そ	年 1 分 2 厘 5	年 4 厘
の他の農村に	毛		の他の農村に	毛	
おける環境の			おける環境の		
整備のために			整備のために		
必要な施設で			必要な施設で		
あつて農林水			あつて農林水		
産大臣の定め			産大臣の定め		
るものの改			るものの改		
良、造成又は			良、造成又は		
取得に要する			取得に要する		
資金(法第2			資金(法第2		
条第1項第2			条第1項第2		
号から第4号			号から第4号		
までに掲げる			までに掲げる		
者に貸し付け			者に貸し付け		
られるものに			られるものに		
限る。)			限る。)		
7 省略			7 省略		

○愛媛県告示第173号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成28年1月21日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 2 月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正	後							改 正	前				
(利子補給の対象とな	(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象とな	よる漁業近	代化資金	の種類	真及び補給	給率)	
第2条 利子補給の対象	東となる漁	業近代化	資金の	○種類及で	び利子補約	給	第 2	条 利子補給の対象	東となる漁!	業近代化	資金の)種類及7	び利子補	給
率は、次のとおりとす	する。						率	は、次のとおりとす	する。					
漁業近代化資金の種		利 子	補	給 率			漁	業近代化資金の種		利 子	補	給 率		
類	法第2条	法第2	法第	法第 2	法第2		類		法第2条	法第 2	法第	法第2	法第2	
	第2項第	条第 2	2条	条第 2	条第 2				第2項第	条第 2	2 条	条第 2	条第 2	
	1号から	項第 5	第 2	項第 2	項第 5				1号から	項第 5	第 2	項第 2	項第5	
	第 4 号ま	号に掲	項第	号及び	号に掲				第 4 号ま	号に掲	項第	号及び	号に掲	
	でに掲げ	げる融	1号	第 4 号	げる融				でに掲げ	げる融	1号	第 4 号	げる融	

	1		l		\ ==				SAN 144	l		<u></u>	1
	る融資機			に掲げ				る融資機			に掲げ		
	関が、同		げる	る融資					が、同			が、同	
	条第1項	条第1	融資	機関が	条第1			条第1項	条第 1	融資	機関が	条第1	
	第1号か	項第1	機関	、同条	項第6			第1号か	項第 1	機関	、同条	項第6	
	ら第5号	号から	が、	第1項	号から			ら第5号	号から	が、	第 1 項	号から	
	まで及び	第 5 号	同条	第6号	第10号			まで及び	第 5 号	同条	第 6 号	第10号	
	第10号に	まで及	第 1	から第	までに			第10号に	まで及	第 1	から第	までに	
	掲げる者	び第10	項第	10号ま	掲げる			掲げる者	び第10	項第	10号ま	掲げる	
	(漁業近	号に掲	6号	でに掲	者(同			(漁業近	号に掲	6 号	でに掲	者(同	
	代化資金	げる者	に掲	げる者	号に掲			代化資金	げる者	に掲	げる者	号に掲	
	融通法施	(令第	げる	(同号	げる者			融通法施	(令第	げる	(同号	げる者	
	行令(昭	5 条に	者に	に掲げ	にあつ			行令(昭	5 条に	者に	に掲げ	にあつ	
	和44年政	規定す	貸し	る者に	ては、			和44年政	規定す	貸し	る者に	ては、	
	令第209	る団体	付け	あつて	令第 5			令第209	る団体	付け	あつて	令第5	
	号。以下	に限る	る場	は、令	条に規			号。以下	に限る	る場	は、令	条に規	
	「令」と	。)に	合	第 5 条	定する			「令」と	。)に	合	第 5 条	定する	
	いう。)	貸し付		に規定	団体を			いう。)	貸し付		に規定	団体を	
	第5条に	ける場		する団	除く。			第5条に	ける場		する団	除く。	
	規定する	合		体を除) に貸			規定する	合		体を除) に貸	
	団体に限			(،)	し付け			団体に限			(.)	し付け	
	る。)に			に貸し	る場合			る。)に			に貸し	る場合	
	貸し付け			付ける				貸し付け			付ける		
	る場合			場合				る場合			場合		
1 • 2 省略						1	1・2 省略						
┃ │ │ │	多同上	同上	同上	年5厘	年5厘	1	3 漁船漁具保管修	同上	同上	同上	年4厘	年4厘	
▋┃ 理施設、漁業用資							理施設、漁業用資						
材保管施設、漁船							材保管施設、漁船						
用油水供給施設、							用油水供給施設、						
養殖池、蓄養池、							養殖池、蓄養池、						
┃	色						水産種苗生産施						
							設、養殖用作業						
含、水産物処理が							舎、水産物処理施						
							設、水産物保蔵施						
	_						設、水産物加工施						
日							設、製 氷 冷 凍 施						
設、水産物等運							設、水産物等運搬						
施設、水産物販							施設、水産物販売						
施設又は漁業用							施設又は漁業用通						
信施設の改良、i							信施設の改良、造						
成又は取得に必要							成又は取得に必要						
な資金(漁船の記							な資金(漁船の改						
造、建造若しく							造、建造若しくは						
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日							取得に必要なもの						
又は次号若しく							又は次号若しくは						
第5号に掲げる							第5号に掲げるも						
のを除く。)	-						のを除く。)						
4~6 省略							4~6 省略						
				左下原	左「匠	1					左 4 匝	年 4 原	
7 漁村情報処理			同上	年 <u>5厘</u>	午 <u>5厘</u> 		7 漁村情報処理・			同上	年 <u>4厘</u>	年 <u>4 厘</u>	
通信施設(有線)							通信施設(有線放						
送施設及び有線が							送施設及び有線放送電気を記する						
送電話施設を1							送電話施設を含						
┃ │ │ む。)、漁船船員	Ę						む。)、漁船船員						

臨時宿泊施設、漁		臨時宿泊施設、漁	
業者研修施設、集		業者研修施設、集	
会施設、託児施		会 施 設、託 児 施	
設、診療施設、水		設、診療施設、水	
道施設、ガス供給		道施設、ガス供給	
施設、下水道施		施設、下水道施	
設、地 域 休 養 施		設、地 域 休 養 施	
設、漁 村 広 場 施		設、漁 村 広 場 施	
設、漁村センタ		設、漁村センタ	
一、生活安全保護		一、生活安全保護	
施設、連絡道又は		施設、連絡道又は	
廃棄物処理施設の		廃棄物処理施設の	
改良、造成又は取		改良、造成又は取	
得に必要な資金		得に必要な資金	
8 省略		8 省略	

○愛媛県告示第174号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の 規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112 条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号) 第26条の3の規定により告示する。

平成28年 2 月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局産業経済部管内)

大三島加入区

○愛媛県告示第175号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成24年2月愛媛県告示第214号)による保険に付すべき義務は、平成28年2月18日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成28年 2 月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局産業経済部管内)

大三島加入区

○愛媛県告示第176号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松山市余戸土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年2月19日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

平成28年2月19日 発行 88